

2020.04.20

会長裁定

養成機関認定に関する規程

- 1 デジタルアーカイブクリエーター及び準デジタルアーキビスト資格養成機関
学校教育法で定められた高等学校及び短期大学は資格養成機関となることができる。

- 2 デジタルアーキビスト資格養成機関
学校教育法で定められた大学は、上記1及びデジタルアーキビスト資格養成機関となることができる。

- 3 上級デジタルアーキビスト資格養成機関
学校教育法で定められた大学院は、上級デジタルアーキビスト資格養成機関となることができる。

- 4 附置研究所等の養成機関
学校教育法で定められた附置研究所や大学・大学院のデジタルアーカイブの専門機関や博物館・図書館等は、大学・大学院で開設されている科目と養成機関が提供する科目を持つて機構に全ての資格養成機関となることができる。

- 5 企業等の養成機関
デジタルアーカイブの専門組織を整備している企業は、養成大学と協力して準養成機関となることができる。

- 6 連携養成機関
地方自治体及び博物館・図書館等の社会教育施設は、養成大学と協力して準資格養成機関となることができる。